

第28回総会記念講演



女性の人権を守るための5つのキーワード

里の家助産院 院長 赤松 彰子

I. はじめに

保健師として働き続けて40年間、その間に職場は公務員から、民間診療所（産婦人科）の相談室へと変わりました。民間で働くようになってからは、いのちの電話、大阪ウィメンズセンターなどの相談事業のボランティアを続けてきました。ここ10年間は、行政の公的機関でも、各種の相談事業—わけても女性の体や心、性など—が行われるようになりました。それらにも少しずつかわりを持ち、省みれば、相談事業ひと筋の40年間でした。

この40年間の大きな変化は、1975年（昭和50）の国際婦人年以降、「平等・開発・平和」を目標に、世界的に女性の人権尊重、男女の平等を求める動きが強くなったことです。

我が国においても1985年（昭和60）に女性差別撤廃条約を、さらに1995年（平成7）にはILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会、および待遇の均等に関する条約）を批准し、1999年（平成11）6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

これらの法的な整備が先行するのに、私たちひとり、ひとりの生活の中では、共同参画はおりか、平等の関係すら持ち得ない場面にたびたび出会います。

特に女性の体、心、性の相談の共通の問題は、この平等のなさゆえに生じてくる問題そのものともいえます。

働いている女性が、仕事を辞めるとき、辞めざるを得ないときは、結婚と妊娠です。

貨幣経済の中で生活をしていて、現金収入がなくなるというのは、生存権を失くしたのと同然ではないでしょうか。たとえ、それが自分の手で子どもを育てたいと思ったとしても…。

女性が妊娠・出産という生物的特質を持つがゆえに、人としての生存権をあやうくするというのは、理不尽の一言に尽きるとも言えます。しかし、ほとんどの人達は、夫からの経済保障がある間のみ、妻として、母としての生き方に、幸福感を持つことができるのです。ひとたび状況が変化すれば、夫のリストラ、不倫、病気、最悪の場合は暴力を受けても、その経済保障のゆえに従わなければなりません。

ひとりの人間として、自分の足で立ち、自分の決心で生きるための条件＝キーワードを考えてみましょう。

II. 第一条件 ジェンダーフリー（性的役割の解放）

今の時代に「女のしあわせは結婚をして、子どもを産むことが最高である」と唱える人は少なくなりました。しかし、多くの日本人は心の中に「ひとりで生きる」ことよりも、「家族と生きる」ことを良しとしています。

成人した子どもとの同居、結婚に介入する親たち、孫育ての主導権争いを展開する双方の祖父母たち、ひいては老後の看とりも家族にもらうしあわせ介護も夢みえています。老夫婦、ふたり揃っている時はまだしも、どちらかひとりになると、子どもとの同居願望が増えます。

この一連の流れの中で、人生の路線変更を余儀なくしているのがいつも女性なのです。わけでも、結婚、とくに出産を機に大半の女性が働くことをあきらめます。

両立できない時に、なぜ女性が働くことをあきらめるのでしょうか。女性が「私は仕事を辞めて子育てをしたい」のか、「子育ては母親がすべきだから、私は辞めなければ…」なのか、ではちがいます。「私は～したい」のは自己決定ですが、「私は～しなければならない」は役割の押しつけです。ただ、「私は～したい」の一見自己決定の中にも、「女としては…」とつけば、やはり役割に動かされていると言えます。

仕事を辞めた多くの専業主婦といわれる女性たちの、最大の弱点は経済力のなさです。マンションの家賃が入るとか、たくさんの株券を持っているとかの例外を除けば、夫からの暴力や、一方的離婚の宣告を受けても耐えねばならないのは、経済力のなさです。

次のような工夫をしてみませんか。

- ① 辞めるまでの自分の貯金は夫に見せない、知らせない、まして貸さない。
- ② 辞めた時、口座を開き、夫からの給料をもらう。夫の給料に含まれている扶養手当、扶養控除による税金の減額分、夫が得ているこづかいからたばこ、昼食代を引いたもの。
- ③ 給料を全部まかされたら、やりくりをして残った金額は、マネージメント料として全額もらう。

如何でしょうか？しかし、これは現状の姑息的解決法です。

ジェンダーフリーとは、男も女も共に働き、共に家事・育児を行うことです。しかし、どうしても妊娠・出産は男性にはできません。このことが女性にとってハンディにならない配慮が必要です。また、女性の総てが子産みの道具ではありません。産めるか、産めないかは個性であり、産むか、産まないかは女性の生き方であり、それは自己決定をするものです。

Ⅲ. 第二条件 セクシュアリティ (生き方の性)

女性が結婚や出産を機に仕事を辞めると、男性は妻子を養う負担を背負わねばなりません。ひとり分の給料で妻子を養い、家を建て、子どもを大学にいかせるには、身を削ってでも働かねばならないのです。

男女の一週間の時間調査をみても、桁違いに労働時間の長い日本男性と、それを支えている女性の家事時間の多さです。さらに女性の労働時間においても、日本は世界一長いことがわかります (図・表)。

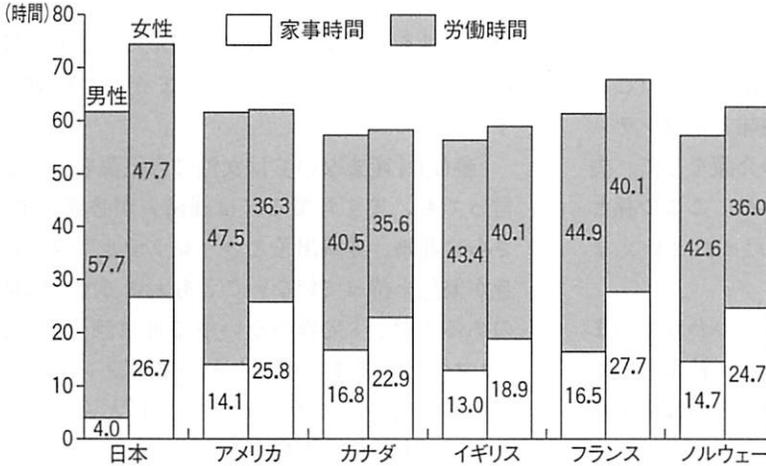
子育ての大変な期間というのは、2～3人の子どもであれば、長くても10年間です。この10年間は男性も労働時間を短縮して、家事・育児を分担し合うことは、ワークシェアリングにもつながるのではないのでしょうか。

子育てのために残業しないダメな男、妊娠・出産する女性はあてにならない労働者、ではなく、少子高齢社会に貢献している人達、という評価が必要です。だから産まなければいけないとは、別問題です。産みたくない、産みたいに関係なく、新しい生命を育てることを、企業も社会も支えるシステムが大切です。

育児のために退職した女性たちの再就職は、余程の好条件がない限り、働き続けた人達の1/3～1/2の賃金になります。このことが女性労働者の賃金ベースを下げ、働き続けている女性にとっても、先進国の中では低賃金のグループに入ってしまうのです。女性同志がジェンダーに縛られ、生き方の決定に産む性でおとしめられているとも言えます。

では、子産み、子育てで退職した女性たちの自己評価はどうでしょうか。仕事を挫折した人生とみるか、立派に子育てを成し得た母とみるか？自己評価を高めるものさしが、子どもの成長の具合で決定するとなれば、子育ては、というよりその子どもたちは非常に苦しい立場に追いやられます。

母の目標達成のために、アメとムチとの調教がはじまるのです。「あなたのために、ママは



資料：INSEE, NHK放送文化研究所 /JETRO「欧州主要国の婦人労働環境の動向とその経済的影響について」1992年度

注) 労働時間には通勤時間を、家事時間には育児時間を含む。女性・男性とも勤め人が対象で、日本のみ女性は既婚のフルタイム労働者に限っている。

図. 男女別一週間生活時間の国際比較

表. 20代~30代男女の家事の内訳

		家事 平均時間 (時間・分)	炊事・掃除・洗濯	買い物・家庭雑事	子どもの世話	
			平均時間 (時間・分)	平均時間 (時間・分)	平均時間 (時間・分)	
女性	有職	未婚	0.24	0.07	0.17	0.00
		既婚	0.54	0.05	0.22	0.28
		共働き	0.49	0.07	0.21	0.23
	無職	非共働き	0.58	0.03	0.24	0.31
		幼児あり	1.08	0.05	0.23	0.41
		幼児なし	0.30	0.04	0.21	0.06
男性	有職	未婚	1.03	0.32	0.30	0.01
		既婚	5.26	2.44	1.24	1.54
		幼児あり	6.37	2.51	1.24	3.19
	無職	幼児なし	4.28	2.39	1.23	0.44
		既婚	8.58	3.50	1.53	4.21
		幼児あり	8.50	3.51	1.49	5.32
	幼児なし	6.18	3.42	2.05	0.42	

資料：NHK「日本人の生活時間」1995年

これだけしてあげている」は、「だからあなた頑張らなさい」ということです。教育の名を借りたコントロール、調教だと、私はあえて言いたいのです。その結果、どれだけ多くの子どもたちが、母に支配され、その支配からの脱出に苦しんでいることでしょう。

思春期の少年少女たちの持つ問題の多くが、この母からの支配への反抗とも言えます。年齢

の低い間は、意のままにならぬ子どもに対しては「しつけ」という名を借りた虐待が多いのも事実です。

セクシュアリティとは、性的な要素について、自分の生き方を考えることです。異性愛もあれば同性愛もあります。結婚する人もしない人もあります。子どもを産む人も産まない人もあります。

定食コースといわれた時は、20代半ばまでに(25歳を過ぎないうちに)結婚をして、一姫二太郎を産んで…。子どもの手が離れたら(これが何歳なのかが問題ですが)趣味とボランティアに生きて、そのうちに老親の介護をして、夫を看取って…。ということですね。ここで孫と生活できればハッピーエンドだったといえます。

さて、今はバイキングコースといわれています。結婚しても子どもは産まない、結婚しなくても子どもを産む、自分たちの子どもは産まないが養子を育てる、いや人間よりもペットがいい…。どれでもあります。

男と女がカップルを作り、子どもを産んで一人前ではなくて、男でも女でも、ひとりで生活していく力が一人前と言えます。

IV. 第三条件 リプロダクティブ・ヘルス/ライフ

性と生殖に関する健康と権利と訳されています。

具体的な例を話しますと、性交をする時に「妊娠してもいいか、どうか」を考えます。妊娠したくない、または困ると思えば、(1)ピルを服用する。(その場では間に合わない)、(2)コンドームを使用する(男性用か女性用かはどちらかでよい)、(3)もし避妊を失敗したらどうするかを話し合っておく。これがルールですが、日本では、夫婦でさえ話し合っている人がほとんどありませんから、若者たちの多くは妊娠してから考えます。それも初期に気づけばまだしも、人工妊娠中絶が技術的に難しいばかりか、法的にも許されない週数になってからの人達もあるのです。

相談室に座ったふたりの組み合わせはさまざまです。無然とした男性の傍らに「産んでいいでしょうか?」と嬉しそうに話している女性。逆に男性が産んでほしいと頼み、女性がそれを断っている場合。そうかと思うと「産みたくないのよ!」と金切り声をあげたり、「だから

言ったでしょ! どうしてくれるのよ」とけんか腰の女性もいます。どのカップルにしても、最後は男性の意見で決定してしまうのが現実です。

「産む」「産まない」は女性の自己決定で、と言っても、まず育てるには経済力が必要です。さらに非婚、非嫡出子というレッテルに自分自身が偏見を持っていないことも大切です。偏見のある人は、「父親のない子で可哀想」とか、「ママのわがままで産んじゃってゴメンネ」と子どもに言いかねません。「ママはどんなことがあっても、生命を殺すなんてことはしたくなかったの」「あなたに出会って、どんなに嬉しかったか」というメッセージを送り続け、周囲からの中傷脾傍にも毅然と応える人であることも、自己決定のできる条件です。

性交に伴う「妊娠」というリスクは女性のみかかるリスクです。人工妊娠中絶すれば「水子供養」に参るのも女性なら、産めば育休はまだしも退職を迫られるのも女性。子どものケガも病気も不登校も…。みんなどんな母であったかを問われます。これだけのリスクを負う女性が、性交を前に「今、性交したくない」「避妊のない性交はダメ」(イヤではありません)。そこから「産む」「産まない」の自己決定の第一歩がはじまるのです。

V. 第四条件 ドメスティック・バイオレンス

夫・恋人からの暴力と訳され、略して D.V と言われます。昨秋 D.V 防止法が施行されたのは周知のとおりです。法の持つ D.V に対する見解は「暴力は犯罪」「支配は人権侵害」です。では、どんな状況が暴力であり、支配なのでしょう。

ある女性が、職場の男性から声をかけられました。「君、その色似合うよ」「君、そのヘアスタイル素敵だよ」「昨日、夜何していた?」「次の日曜日予定ある?」女性はこの男性がいつも自分に注目してくれていることが嬉しく、だんだん好意を持つようになりました。

女性には夫があり、2年間経ても子どもが生まれず、きまづい日々を過ごしていました。あつという間にふたりは接近し、女性は思いもかけない妊娠をしました。すったもんだの末、ふたりは結婚しました。当然、退職しました。「本当に僕の子だろうか」「部屋にたばこの臭いがするが誰が来たのだ」「メールの相手は?」「レシートと残金をちゃんと合わせろ、僕の稼いだ金だから」携帯がなります。「どこにいる?」「家よ」「じゃ、家の電話を呼ぶから…」すぐにとらないと「外で誰かと話していただろう」この女性は24時間、見張られているような恐怖感と緊張で、不眠、そして子どもの虐待へと進みました。子どもの虐待がはじまったとき、女性は何とかなければ…と気づいたそうです。

この男性はなぐったり、蹴ったりはしません。しかし、これらはすべてD.Vなのです。

次のようなこともD.Vです。

(1) 避妊のない性交

妻は、妊娠して中絶を望んでも、夫が同意しないと医師はしてくれません。産めば、働けるようになるまで、夫に依存しなければ仕方がないのです。なぐったり、蹴ったりするよりも確実に女性を所有できるのです。

(2) 社会的暴力

妻が実家に帰るのを嫌がる、友人と出会うことを制限する、一日の行動にチェックを入れる、手紙やメールを見せるようにする。行動の支配と見張りチェックは体だけではなく、心も監禁状態になります。強いストレスと自由のなさが、心を縛り、思考力や行動力をなくしてしまいます。

(3) 経済的暴力

貨幣経済の中で、自由にお金が使えないのは行動の制限です。「誰に喰わしてもらっているのだ!」といった言葉の暴力に重なり、自分が何もできない無能力な人間だと思い込まされているのです。そのあとに、なぐる蹴るの暴力が始まっても、馬鹿だから…と思い、行動力、思

考力も働かず、どんどん追いつめられてゆくのです。

(4) 言葉の暴力

子育て中のママの育児マニュアルに「叱らないで、ほめて育てましょう」とよく書かれています。いつも叱られる、あなたはダメな子ねと言われる、存在を否定されたような言葉によって、子どもも萎縮してしまいます。(これは児童虐待です)

おとなになっても、自分が認められないばかりか、いつも馬鹿だの無能だのと罵倒され続けていると、自尊心が消えてしまいます。少し大きさに言えば、人格がくずれてしまうのです。ロボットのように、あやつり人形のように、奴隷のように…。夫の大きな声となくられる恐怖を避けるために、夫の意に従うことに専念してしまうのです。これが支配であり、女性への人権侵害です。

(5) 身体的暴力

言わずと知れた、なぐる蹴るです。エスカレートするとケガではなく、死に至ることも多々あります。

VI. 第五条件 エンパワメントとシスターフッド

今までのことを通して、女性がひとりの人間として、生きてゆくために必要なことが、エンパワメント=問題解決のための方向性と力をつけることと、シスターフッド=女性同士の友情なのです。

ジェンダーにより弱者に位置付けられ、男に従う生き方を良しとされ、産むことによって自由が奪われる一方で、産めないことによって半人前と言われ、暴力による支配にすら甘んじなければならなかった女性の一生。

この女性の一生を、男性と同じように働くことが認められ、産むことによってリスクを負うのでもなければ、産まないことによってさげすみを受けることもない、人としての人格と人権の保障される自分でありたいと願うこと、そし

て努力すること、そしてパートナーとの関係を見直すこと、それが社会を変える力になると信ずることが大切なのです。

VII. メッセージ

1990年5月にオープンした里の家は、「女性が子育てを生きがいにしなない生き方」を考えるためのスペースです。今年で12周年、その記念事業の講演に、ウイメンズ・ネットこうべ代表の正井礼子さんに語っていただきました。

正井さんからのメッセージです。

- ① ジェンダーフリーの社会へ
- ② 女性が経済力を手放さないですむ社会へ

- ③ 社会の意志決定の場へもっと女性を
- ④ 私はどうしたいのかをはっきり言おう
- ⑤ 自分も相手も尊重する生き方を

- 私には自分の体と感情と考えを大切にする権利がある。
- 私には他人から尊重される権利がある。
- 私には怒り、悲しみ、不安などの感情を言葉で伝える権利がある。

どうか、みなさんおひとり、おひとりの“私”を大切に。